

近畿地方整備局発注者綱紀保持規程に抵触する事実が判明したので、同規程第6条第7項に基づき、公表いたします。

1. 事案の概要

監視制御設備の更新（修繕）に関して、近畿地方整備局職員が既設設備を制作・納品し、保守管理している事業者の担当者から既設設備との調整方法やシステム構成などについて、事務所会議室において一対一で説明を受けていた。

このことは、発注に当たっての必要な情報収集であったとしても、国民からの疑念や不信を招くおそれがある行為であり、業者との応接方法について定めた発注者綱紀保持規程第5条に抵触するものである。

2. 再発防止策の概要

事業者等との応接方法について、今後実施するコンプライアンスミーティングなどの場を活用し、事業者からの必要な情報収集については引き続いてしっかりと行いつつ、国民の疑惑や不信を招くことのない公平かつ適切な応接を行うよう改めて全職員に周知徹底する。

併せて、事業者等にもチラシの配布・ポスターの掲示などにより職員との応接について、理解と協力を求める。

3. その他

近畿地方整備局発注者綱紀保持規程に基づき、調査を実施するとともに、近畿地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会及び近畿地方整備局コンプライアンス推進本部に報告した。

【参考】

近畿地方整備局発注者綱紀保持規程第5条、第6条第7項（抜粋）

（事業者等との応接方法）

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

- 2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するものとする。これによることができない場合は事前に所属長（応接しようとする者が所属長であるときは、その上司）の承認を得るものとする。

（報告等）

第6条

- 7 局長は、前項の規定により調査を行った結果、報告職員から報告のあった内容に関し、この訓令の規定に抵触する事実があると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果の概要及び措置の内容について公表するものとする。